

答申修正案（新旧対照表）

	修正箇所	新	旧	委員ご意見
1	P10・(3)の 6～7行目 【新たに追加】	<u>国も「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制等を政策の方向性として明示している。</u>	(該当なし)	
2	P10・(3)の 8行目	以上のことから、 <u>ごみ処理手数料については見直す時期に来ていると考える。</u>	以上のことから、 <u>ごみ処理手数料については見直しが必要な時期に来ていると考える。</u>	
3	P10・(3)の 10～12行目	<u>ごみ処理手数料は、排出事業者責任の原則に基づき、事業者が処理原価相当額（233円/10kg（令和7年度推計値））を負担することを前提としつつ、周辺市町との均衡やリサイクルへの誘導の観点なども踏まえながら、総合的に決定しなければならない。</u>	<u>ごみ処理手数料は、排出事業者責任、ごみ処理原価、周辺市町との均衡、リサイクルへの誘導の観点などを総合的に考慮したうえで決定しなければならない。</u>	「手数料の見直しについては、もっと明確にすること」、「減量・リサイクルの具体的な対策と経済的手法は両輪で進めること」というご意見にもとづき、具体的な表現に改めました。
4	P10・(3)の 15～17行目	<u>しかしながら、ごみ処理手数料の改定は、市内のすべての事業所に影響を及ぼすことから、近年の物価高騰などの社会経済状況を踏まえ、事業者への影響を考慮しつつ、事業系ごみの減量対策と手数料改定の両面から同時に取り組むことが重要であると考え。</u>	<u>また、ごみ処理手数料の改定は、市内のすべての事業所に影響を与えることから、物価高騰などの社会経済状況を鑑み、事業者への配慮も必要と考える。</u>	
5	P11・5～8行目 【新たに追加】	<u>事業者におけるごみの減量・リサイクルへの取り組みは、資源循環を促し、事業者自らがサーキュラーエコノミーの担い手となることを意味する。このような事業者の主体的な関与は、北九州市が持続可能で競争力ある都市へと成長するうえでも極めて重要であると考え。</u>	(該当なし)	「事業系ごみ対策とサーキュラーエコノミーの関係性があると、事業者の協力が得やすい」とのご意見を参考に文章を追加しました。